

# 容器包装廃棄物の分別収集計画

(第10期)

令和4年5月作成

津山市

## 目 次

1. 計画策定の意義	2
2. 計画の基本的方向	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策 に関する事項	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込み	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

## 1. 計画策定の意義

津山市第5次総合計画（平成28年度～令和7年度）において津山市のまちづくりの基本構想の一つとして「豊かな自然環境の保全と快適に暮らせるまちづくり」を目標に掲げ取り組んでいる。本計画中で「豊かな環境を次世代に残すために」という目標を立てて事業を進めている。

この目標に向かっていくためには、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄といったライフスタイルの見直しと環境に配慮した事業活動を促進し、ごみの減量化と資源の有効活用に努め、持続的発展が可能な循環型社会を構築していく必要がある。

本市においては、近隣5市町で「津山圏域資源循環施設組合」を設立し、より広域による一般廃棄物の処理施設として「津山圏域クリーンセンター」が平成28年3月10日から稼働開始され、合わせて市内のごみの収集・分別方法が統一されたことから、さらにごみの減量化、資源化対策を講じているところである。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たり、次のとおり基本的方向を示す。

- ①地域特性を活かした、資源循環型社会づくりを進める。
- ②ごみの発生及び排出の抑制を第一義とし、排出されたごみは可能な限り再生利用、資源化し、最終処分量を限りなくゼロに近づけるよう、住民、事業者、行政が一体となり、ごみの少ない社会づくりを進める。

## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4. 計画の対象品目

本計画は容器包装廃棄物のうち、スチール製の容器、アルミ製の容器、ガラス製の容器（無色、茶色、その他）、段ボール製の容器、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製の容器包装、飲料用紙製容器を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	6,734 t	6,661 t	6,587 t	6,534 t	6,480 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため住民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し相互に協力、連携を図りながら次の各種事業を進めていく。

### (1) 容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルの啓発

容器包装リサイクル法の趣旨の周知と排出抑制及び再資源化、リサイクル促進のための啓発活動を進めていく。

#### ① 広報紙等への記事掲載及び各種印刷物の作成・配布

毎月発行している「広報津山」に、ごみの減量化、資源化の呼びかけ、講演会、イベント等に関する事項の情報提供を行っていく。

年3回発行する「ごみゼロ新聞」を通じて、広報紙と同様にごみの減量化・資源の有効活用等の広報啓発を行っていく。

また、随時チラシを広報紙・新聞等に折り込みするとともに、ホームページの充実、ごみ分別アプリ、新聞、テレビ、ラジオの活用も図っていく。

#### ② 市内処理施設見学会の開催

ごみ問題等啓発活動の一環として、津山圏域クリーンセンター施設見学会を勧め、今後も資源の有効活用、ごみの減量化やリサイクルの推進に関する各種環境学習を活用しごみ問題についての知識を深めてもらう。

- ・市内の小学校社会科見学
- ・各町内会、各種グループでの施設見学会
- ・市内外の消費者団体による施設見学会

#### ③ 学習会の開催

市から「ごみの分別・出し方出前講座」による、ごみの勉強会を行っていく。

- ・生ごみリサイクル教室
- ・その他要請のある団体への講師派遣

### (2) 環境教育

#### ① 小学校副読本の作成

環境教育の一環として、小学校副読本（デジタル教材）を作成し、小学生にごみ問題を認識させ大人への波及効果を期待する。

## ②教育用ビデオ/DVD

図書館の視聴覚教材を活用し、ごみ減量やリサイクルに対する理解を深めてもらう。

### (3) リターナブルびん回収の啓発

リターナブルびんの回収ルートを守るため、住民による販売店への返却を支援していくと同時に、これに関する啓発を行う。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

本市の分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度合い、市の施設、収集体制、収集機材等を勘案して収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
スチール製の容器	缶
アルミ製の容器	
ガラス製の容器（無色）	びん（無色）
ガラス製の容器（茶色）	びん（茶色）
ガラス製の容器（その他）	びん（その他）
段ボール製の容器	段ボール
紙製容器包装であって上記以外のもの	その他紙
ペットボトル	ペットボトル
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
飲料用紙製容器	紙パック

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

単位：t

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製の容器	88		87		86		85		85	
アルミ製の容器	128		127		125		124		123	
ガラス製の容器 (無色)	(合計) 252		(合計) 250		(合計) 247		(合計) 245		(合計) 243	
	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 252	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 250	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 247	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 245	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 243
ガラス製の容器 (茶色)	(合計) 248		(合計) 246		(合計) 243		(合計) 241		(合計) 239	
	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 248	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 246	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 243	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 241	(引渡 量) 0	(独自 処理 量) 239
ガラス製の容器 (その他)	(合計) 102		(合計) 101		(合計) 99		(合計) 99		(合計) 98	
	(引渡 量) 102	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 101	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 99	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 99	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 98	(独自 処理 量) 0
段ボール製の容器	251		249		246		244		242	
紙製容器包装	19		18		18		18		18	
ペットボトル	(合計) 176		(合計) 174		(合計) 172		(合計) 171		(合計) 169	
	(引渡 量) 176	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 174	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 172	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 171	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 169	(独自 処理 量) 0
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 532		(合計) 526		(合計) 520		(合計) 516		(合計) 512	
	(引渡 量) 532	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 526	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 520	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 516	(独自 処理 量) 0	(引渡 量) 512	(独自 処理 量) 0
飲料用紙製容器	2		2		2		2		2	

## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
97,123人 (対前年度比) △1.08%	96,062人 (対前年度比) △1.09%	95,000人 (対前年度比) △1.10%	94,229人 (対前年度比) △0.81%	93,458人 (対前年度比) △0.81%

※人口（予測）と人口変動率は、「第2期津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の数値より案分による推計。

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は缶、ガラスびんについては現行の4種分別収集体制を活用して行う。ペットボトルについては、平成14年度から全市内での分別収集を実施しているとともに、スーパーでの店頭回収を継続する。段ボールについては、津山市役所各支所において、平成29年8月から回収場所を設置し回収を実施している。また、津山圏域クリーンセンターで直接持ち込みも受け入れている。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール製の容器	缶	地点回収 スーパー等での拠点回収	市
	アルミ製の容器			
びん	ガラス製の容器（無色）	びん（無色）		
	ガラス製の容器（茶色）	びん（茶色）		
	ガラス製の容器（その他）	びん（その他）		
紙	段ボール製の容器	段ボール		
	紙製容器包装	その他紙	津山市役所各支所で回収 集団回収、スーパー店頭回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	地点回収 スーパー店頭回収	市
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	地点回収	市
紙	飲料用紙製容器	紙パック	集団回収 スーパー店頭回収	民間業者

### 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

スチール製の容器、アルミ製の容器、ガラス製の容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、プラスチック製の容器包装については津山圏域クリーンセンターで選別、圧縮、保管を行う。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製の容器	缶 びん（無色） びん（茶色） びん（その他）	・プラスチック製コンテナ	・パッカー車（2t、4t） ・トラック（2t）	津山圏域クリーンセンター （選別・圧縮・保管）
アルミ製の容器				津山圏域クリーンセンター （選別・保管）
ガラス製の容器（無色）				
ガラス製の容器（茶色）				
ガラス製の容器（その他）				
段ボール製の容器	段ボール	・ひも	・パッカー車（4t） ・ダンプ車（2t、4t）	民間業者
紙製容器包装	その他紙	・ひも ・紙袋	・パッカー車 ・トラック	民間業者
ペットボトル	ペットボトル	・ネット	・トラック（2t） ・パッカー車（2t、4t）	津山圏域クリーンセンター （選別・圧縮・梱包・保管）
プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	・指定袋	・パッカー車（2t、4t）	津山圏域クリーンセンター （選別・圧縮・梱包・保管）
飲料用紙製容器	紙パック	・ひも ・回収ボックス	・パッカー車 ・トラック	民間業者

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本市では、ごみの減量化の促進と分別収集を円滑かつ効率的に進めるため以下の制度を設けており、今後これら諸制度の充実を図っていく。

### (1) 住民や事業者の意見、要望を反映させリサイクルを推進する体制

#### ①津山市廃棄物減量等推進審議会

住民、事業者、学識経験者等からなる“津山市廃棄物減量等推進審議会”において、容器包装廃棄物を含めてごみの適正処理、減量化あるいは、資源化等について審議を進めており、これを継続していく。

- ・ 審議会委員：19人以内
- ・ 任期：2年

#### ②リサイクル推進委員

地域での分別収集を円滑により効果的に行うため、リサイクル推進委員制度を設けており、リサイクル推進委員への働きかけ及び研修等を引き続き行う。

- ・ リサイクル推進委員：各町内会から推薦された原則1人
- ・ 発足：平成6年3月1日
- ・ 任期：2年

(主な任務)

- ・ 町内におけるごみの減量化、資源化及び適正処理等の普及及び啓発活動
- ・ 住民に対するごみの収集、処分に関する意見又は助言及び住民からの要望等の伝達
- ・ 町内における再生品の利用促進の普及活動

### (2) 地域における資源回収の推進

自主的に資源回収活動を実施する団体及び資源回収業者に対し、報奨金制度により資源回収の支援を行っているが、再生資源業者の名簿一覧、資源回収の取り組み方法等のマニュアルなどを作成し、事業の拡大推進を図っていく。

市が関与しないで回収されるものに、紙パック、紙製容器包装、白色トレイ等がある。紙パック、白色トレイはスーパーによる自主的に店頭回収され、紙製容器包装はボール紙として集団回収の対象になっているので、それぞれを最大限活用するよう広報を行う。